

お取引先様向け

化学物質リスト

レベル1 禁止物質

法規制、顧客要求により製品、材料(包装材含む)への含有および生産工程で使用することを禁止する物質

表 1 【RoHS 10 物質】

化学物質群	管理値	規制対象	主な参照法令
カドミウム 及びその化合物	100 ppm 未満	すべての用途	資源有効利用促進法
		<適用除外> 電池*1 の材料としての用途*2 (EU 電池規則による)	EU RoHS EU ELV EU REACH Annex XV II
鉛 及びその化合物	1000 ppm 未満	すべての用途	資源有効利用促進法
		<適用除外> 電池*1 の材料としての用途*2 (EU 電池規則による)	EU RoHS EU ELV EU REACH Annex XV II
六価クロム化合物	1000 ppm 未満	すべての用途	資源有効利用促進法
		<適用除外> 電池*1 の材料としての用途*2 (EU 電池規則による)	EU RoHS EU ELV EU REACH Annex XV II
水銀 及びその化合物	1000 ppm 未満	すべての用途	資源有効利用促進法
		<適用除外> 水銀電池を除く電池*1 の材料と しての用途*2 (EU 電池規則による)	EU RoHS EU ELV 水俣条約
特定臭素系難燃剤 (PBB、PBDE)	1000 ppm 未満	すべての用途	化審法 EU RoHS EU REACH Annex XV II EU POPs Annex I POPs 条約
フタル酸エステル (4 種) ・フタル酸ビス(2-エチル ヘキシル) (DEHP) ・フタル酸ブチルベンジル (BBP) ・フタル酸ジ-n-ブチル(DBP) ・フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1,000 ppm 未満 であること 意図的使用禁止	すべての用途	EU RoHS

* カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の重金属の許容濃度は、包装を構成する各部材・塗料・インキ毎にて、重金属の合計 100 ppm 未満とする。但し、プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキの部位におけるカドミウム、鉛の許容濃度は、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物の規定も満足すること。

*1 電池(一次電池)、蓄電池(二次電池)および電池パック。

*2 電池に関しては、個別に法令を確認し対応すること。

表 2 【RoHS 以外の禁止物質】

化学物質群	主な参照法令	管理値
ポリ塩化ビフェニル類 (PCB)	化審法 POPs 条約 EU POPs 規則 Annex I	使用禁止
ポリ塩化ナフタレン (塩素数が1以上の物質) (PCN)	化審法 POPs 条約 化学物質把握管理促進法	使用禁止
ポリ塩化ターフェニル (PCT)	EU REACH 規則 Annex XV II	使用禁止
短鎖型塩化パラフィン (C10-C13)	化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約	使用禁止
中鎖型塩化パラフィン (C14-C17)	化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約	使用禁止
アスベスト類	EU REACH 規則 Annex XV II	使用禁止
三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ(TBT) トリフェニルスズ(TPT)を含む) ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	EU REACH 規則 Annex XV II	使用禁止
オゾン層破壊物質	オゾン保護法 モントリオール議定書 大気浄化法(米国)	*3 使用禁止
特定アミンを形成する アゾ染料、顔料	EU REACH 規則 Annex XV II	*4 使用禁止
特定ベンゾトリアゾール (2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール)	化審法	使用禁止
ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)	EU ODS 規則 大気浄化法(米国)	*5 製品への含有禁止 生産工程での使用は可とする(製品に残留しないこと)。

パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩	化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約	*6 使用禁止
パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約	*7 使用禁止
ホルムアルデヒド	化審法 ドイツ化学品禁止規則 デンマーク ホルムアルデヒド規制 米国 TSCA	使用禁止
塩化コバルト	EU REACH 規則 (Annex XIV 認可対象物質)	使用禁止
ジオクチルスズ(DOT)化合物	EU REACH 規則 Annex XV II	使用禁止
三酸化二ヒ素、 五酸化二ヒ素 CASNo.1303-28-2, 1327-53-3	EU REACH 規則 (Annex XIV 認可対象物質)	使用禁止
ジブチルスズ(DBT)化合物	EU REACH 規則 Annex XV II	含有率管理 100ppm 未満

*3 製造工程使用禁止物質

CFC: クロロフルオロカーボン(chlorofluorocarbon)

1.1.1 トリクロロエタン(trichloroethane)

四塩化炭素(carbon tetrachloromethane):別名:テトラクロロメタン(tetrachloromethane)

ハロン(halon)

HBFC: ハイドロブロモフルオロカーボン(hydrobromofluorocarbon)

臭化メチル(methyl bromide)

トリクロロエチレン(trichloroethylene)

テトラクロロエチレン(tetrachloroethylene): 別名:パークロロエチレン(perchloroethylene)

塩化メチレン(慣用語): 正式名:ジクロロメタン(dichloromethane)

HCFC: ハイドロクロロフルオロカーボン(hydrochlorocarbon)

*4 洗浄剤および潤滑剤希釈用途(CFD-005、CFDDILUENT)としての代替がないため、製造工程における洗浄・潤滑剤希釈用途での使用は可とする。ただし、製品への残留は不可。

*5 使用される材料に対して PFOS の濃度が 0.1wt%以上の材料。

コートされた材料あたりの PFOS の量が $1 \mu\text{g}/\text{m}^2$ 以上のもの。

*6 PFOS(塩を含む)の場合 25ppb(0.025ppm)未満

1 つまたは複数の PFOS 関連物質の組み合わせの場合濃度合計 1000ppb(1ppm)未満。

*7 PFOA(塩を含む)の場合 25ppb(0.025ppm)未満

1 つまたは複数の PFOA 関連物質の組み合わせの場合濃度合計 1000ppb(1ppm)未満。

表 3 【禁止予定物質】

化学物質群	主な参照法令	含有率報告
多環芳香族炭化水素 (PAHs)	EU REACH 規則 Annex XV II	各 PAH の含有率の合計 1ppm 以下

レベル 2 含有管理物質

含有管理物質の材料および化学物質は、制限されたり禁止されたりすることはないが、使用有無及び含有濃度について把握が必要となる物質。

表 4 【含有管理物質】

化学物質群	主な参照法令	含有率報告
ポリ塩化ビニル(PVC)	自主規制	顧客要求に対応 *8
塩素系化合物	顧客自主規制	塩素: 900ppm
臭素系化合物	顧客自主規制	臭素: 900ppm
アンチモン及びアンチモン化合物	化審法 顧客自主規制	1000ppm
ジメチルフマレート	EU REACH 規則 Annex XV II	0.1ppm
塩化リン酸エステル系難燃剤(3種)	米国国内法 (自治体法を含む)	1000ppm
ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFH _x S)とその塩及び PFH _x S 関連物質	POPs 条約	含有が既知の場合は報告
硫黄及びその化合物	顧客自主規制	含有が既知の場合は報告
SVHC(高懸念物質)リスト ※公表されている最新版にて回答	REACH 規則	含有が既知の場合は報告
PRTR 法 第一種指定化学物質リスト *10	日本国内法 化学物質排出把握管理促進法	使用が既知の場合は含有率を報告
福島県化学物質適正管理指針物質リスト *11	福島県化学物質適正管理指針	使用が既知の場合は含有率を報告

*8 新たな製品、包装材への使用は、コスト、性能面を配慮し可能な限り排除する。

*10 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class1.pdf

表 5 【含有管理物質の法規制、業界標準】

管理対象基準名	制定・改訂
日本 化学物質審査規制法	2024-12-18
米国 有害物質規制法 (TSCA)	40 CFR 763
EU ELV 指令	2000/53/EU
EU RoHS 指令 Annex II	(EU) 2015/863
EU POPs 規則 I	(EU) 2025/1930
EU REACH 規則 SVHC	C:2026-02-04, A: (EU) 2022/586
EU REACH 規則 Annex X VII	(EU) 2025/1988
EU 医療機器規則(MDR) Annex 10.4	CLP: (EU) 2025/1222, SVHC: 2026-02-04, BPR:-
(中国) 电器电子产品有害物质限制使用管理办法	2016-07-01, GB 26572-2025
GADSL	2025 GADSL Reference List Version 1.1
IEC62474	IEC62474 D32.00

*2 特定アミン類

物質名	Substances	CAS NO.
4-アミノビフェニル	biphenyl-4-ylamine	92-67-1
ベンジジン	Benzidine	92-87-5
4-クロロ-2-メチルアニリン	4-chloro-o-toluidine	95-69-2
2-ナフチルアミン	2-naphthylamine	91-59-8
o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine	99-55-8
p-クロロアニリン	4-chloroaniline	106-47-8
2,4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine	615-05-4
4,4'-メチレンジアニリン	4,4'-methylenedianiline	101-77-9
3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1
3,3'-ジメトキシベンジジン	3,3'-dimethoxybenzidine	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine	119-93-7
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	4,4'-methylenedi-o-toluidine	838-88-0
6-メトキシ-m-トルイジン	6-methoxy-m-toluidine	120-71-8
4,4'-メチレン-ビス(2-クロロアニリン)	4,4'-methylene-bis(2-chloroaniline)	101-14-4
4,4'-オキシジアニリン	4,4'-oxydianiline	101-80-4
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4,4'-thiodianiline	139-65-1
o-トルイジン	o-toluidine	95-53-4
4-メチル-m-フェニレンジアミン	4-methyl-m-phenylenediamine	95-80-7
2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline	137-17-7
o-アニシジン	o-anisidine	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン	4-amino azobenzene	1960/9/3

*11 福島県化学物質適正管理指針物質リスト

別表(第2条関係)					
物質番号	化学物質の名称	(H23旧番号)	物質番号	化学物質の名称	(H23旧番号)
1	亜塩素酸ナトリウム	1	54	臭素	
2	アシュラム	2	55	臭素酸及びその塩	
3	アセトン	3	56	シラン	48
4	アニシジン類	4	57	水酸化カリウム	
5	アルミニウムの水溶性化合物		58	水酸化ナトリウム	
6	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	6	59	タルク(石綿を含むものを除く。)	49
7	イソフェンホス	7	60	テルブカルブ(MBPMC)	52
8	イソプロピルアルコール	8	61	2, 2, 4, 4, 6, 6, 8, 8, 10, 10, 12, 12-ドデカメチルー1, 3, 5, 7, 9, 11-ヘキサオキサ-2, 4, 6, 8, 10, 12-ヘキサシラシクロドデカン(別名ドデカメチルシクロヘキサシロキサン)	
9	2-イソプロピルビスクロ[4. 4. 0]デカン又は3-イソプロピルビスクロ[4. 4. 0]デカン		62	トリイソプロピルナフタレン	
10	イソホロン	9	63	トリエチルビフェニル	
11	ウラン		64	トリクロロシラン	55
12	N-エチルアニリン	10	65	1, 3, 5-トリ-tert-ブチルベンゼン	
13	エチルエーテル	11	66	1, 3, 5-トリブromo-2-(2, 3-ジブromo-2-メチルプロポキシ)ベンゼン	
14	エチレン	12	67	トルエンジイソシアネート類	56
15	エチレンクロロヒドリン	14	68	ナプロパミド	58
16	塩化水素(塩酸を含む。)	15	69	2-ニトロプロパン	59
17	塩化チオニル		70	パラチオン	60
18	塩素	16	71	1, 4-ビス(イソプロピルアミノ)-9, 10-アントラキノン	
19	オキシ塩化リン	17	72	1, 1-ビス(tert-ブチルジオキシ)-3, 3, 5-トリメチルシクロヘキササン	
20	過酸化水素	19	73	ピッチ	61
21	過酸化ベンゾイル	20	74	ヒドロキシルアミン	
22	カーボンブラック	21	75	フェノール類及びその化合物	
23	キシリジン	22	76	フタル酸エステル類	62
24	クロルニトロフェン(CNP)	24	77	1-tert-ブチル-3, 5-ジメチル-2, 4, 6-トリニトロベンゼン	

25	クロロスルホン酸	25		78	フッ素及びその化合物	63
26	クロロネブ	26		79	プロピレングリコール	64
27	クロロメチルメチルエーテル	27		80	ヘキサクロロシクロヘキサン	65
28	五塩化リン	28		81	ヘキサクロロブタジエン	66
29	五酸化リン	29		82	ペンシクロン	67
30	酢酸エチル	30		83	ベンスリド(SAP)	68
31	酢酸ブチル	31		84	ベンゾ[a]ピレン	
32	酢酸メチル	32		85	ベンフルラリン(ベスロジン)	69
33	三塩化リン	33		86	ホスフィン(燐化水素)	70
34	次亜塩素酸ナトリウム			87	ホスゲン	71
35	シアン及びシアン化合物	34		88	ポリブロモビフェニル(臭素数が2から5のものに限る。)	
36	ジエチルアミン	35		89	メタノール	72
37	ジエチルビフェニル			90	メタラキシル	73
38	四塩化ケイ素	36		91	メチルエチルケトン(MEK)	75
39	四塩化チタン	37		92	メチルジメトン	76
40	シクロドデカ-1, 5, 9-トリエン			93	メチルダイムロン	77
41	シクロドデカン			94	メチル-ターシャリー-ブチルエーテル(別名MTBE)	
42	シクロヘキサノン	38		95	メチルパラチオン	78
43	1,1-ジクロロエタン	40		96	メラミン	79
44	ジクロロシラン	41		97	メルカプタン類	80
45	O-(2, 4-ジクロロフェニル)=O-エチル=フェニルホスホチオアート			98	ヨウ化メチル	81
46	N, N-ジシクロヘキシル-1, 3-ベンゾチアゾール-2-スルフェンアミド			99	ヨウ素	82
47	ジチオピル	43		100	硫化水素	83
48	四フッ化ケイ素	44		101	硫化ナトリウム	84
49	ジベンジルトルエン			102	硫酸(三酸化硫黄を含む。)	85
50	ジペンテンダイマー又はその水素添加物			削除(欠番とする)		
51	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス又はESP)			104	燐	87
52	ジボラン	46		※上記に掲げる 103 物質については、PRTRの第一種指定化学物質に該当するものを除く。		
53	臭化ビニル	47				